

新上五島町水道ビジョン

(経 営 戦 略)

「未来に引き継ぐ新上五島町の水道
～安全で良質な水の安定供給を目指して～」



令和3年3月

新上五島町水道課

目 次

第1章	はじめに	1
1-1	策定の趣旨	1
1-2	位置付け	2
第2章	水道事業の現状と課題	3
2-1	水道事業の概要	3
2-2	給水人口と配水量	6
2-3	水道施設の状況	7
2-4	経営の状況	14
2-5	組織の状況	16
2-6	水道料金	17
2-7	課題の整理	18
第3章	将来の事業環境	21
3-1	水需要の推計	21
3-2	水道施設の老朽化	22
第4章	水道事業の将来像と実現方策	23
4-1	基本理念及び理想像	23
4-2	施策の体系	24
4-3	安全に関する実現方策	25
4-4	強靱に関する実現方策	26
4-5	持続に関する実現方策	27
第5章	施設整備計画	29
5-1	施設整備計画の概要	29
第6章	経営の見通し	30
6-1	経営戦略の概要	30
6-2	投資計画	30
6-3	財政計画	31
第7章	フォローアップ	33
7-1	事後検証	33

第1章 はじめに

1-1 策定の趣旨

平成16年8月に、若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町が合併し、新上五島町が誕生しました。この合併に伴い、各町の簡易水道事業を経営統合し、17簡易水道1飲料水供給施設となりました。その後、平成19年6月に厚生労働省より統合可能な簡易水道の統合を推進する方針が示されたことを受け、平成19年11月に「簡易水道事業統合計画書」を策定し、事業統合に向けて準備を行い、平成29年4月1日から上水道事業へ移行しました。

現在、本町を取り巻く社会及び経済情勢は厳しい状況下であり、少子高齢化及び若年層の島外流出等による人口減少や景気低迷、水栓機器等の節水機能向上による節水意識の高まり等により、給水人口及び給水量は年々減少傾向にあり、今後も減少することが確実視されています。

また、本町の地形は、全般に細長く、急峻な山々が連なり、小規模集落が点在しているため、多くの水道施設を保有していますが、その多くが老朽化による更新時期を迎えており、今後益々更新需要が拡大することが見込まれます。

このような状況を踏まえ、水道事業を取り巻く諸課題等に適切に対応し、次世代に健全な姿で「新上五島町の水道」を引き継いでいくため、「未来に引き継ぐ新上五島町の水道～安全で良質な水の安定供給を目指して～」を基本理念に「新上五島町水道ビジョン（経営戦略）」を策定しました。

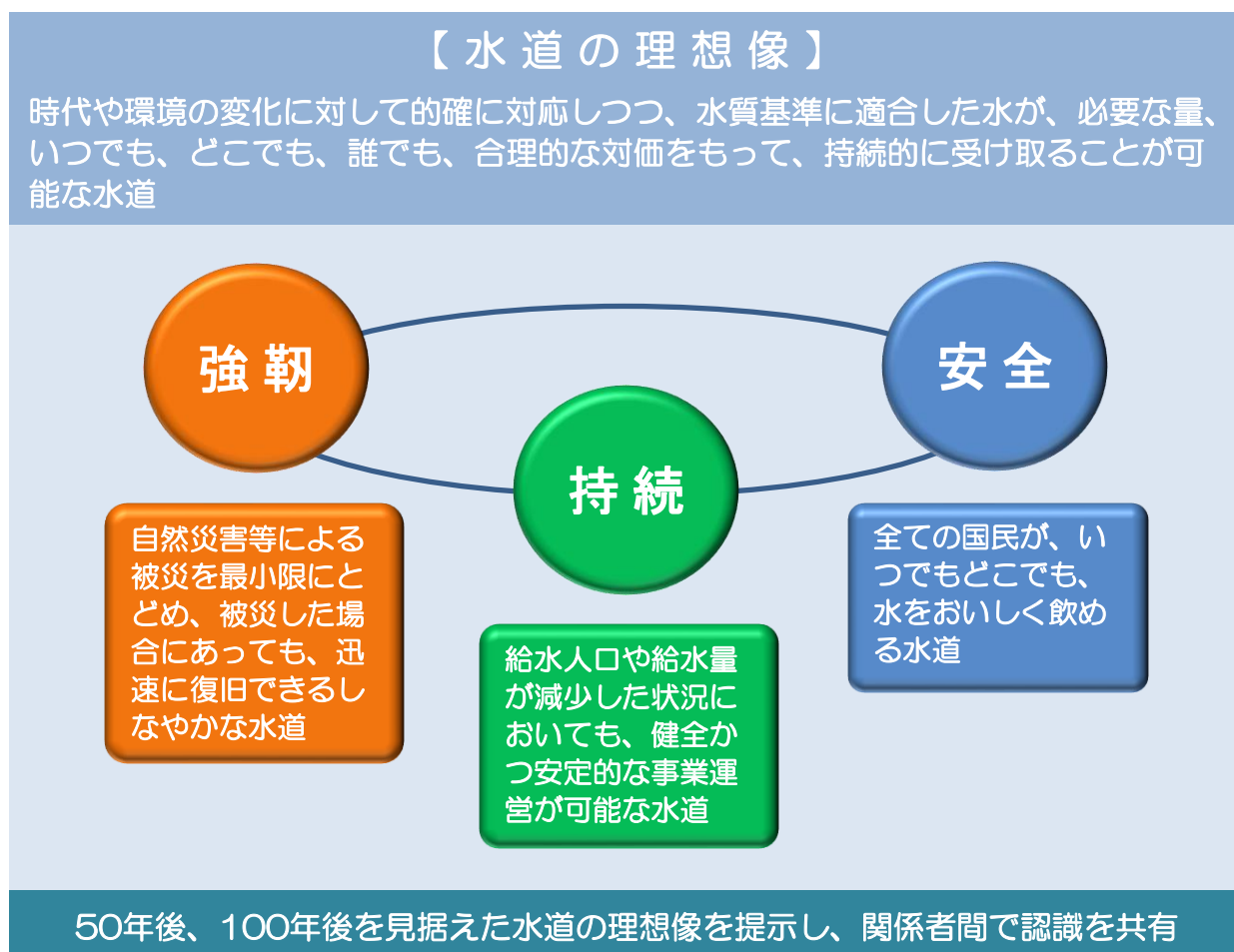


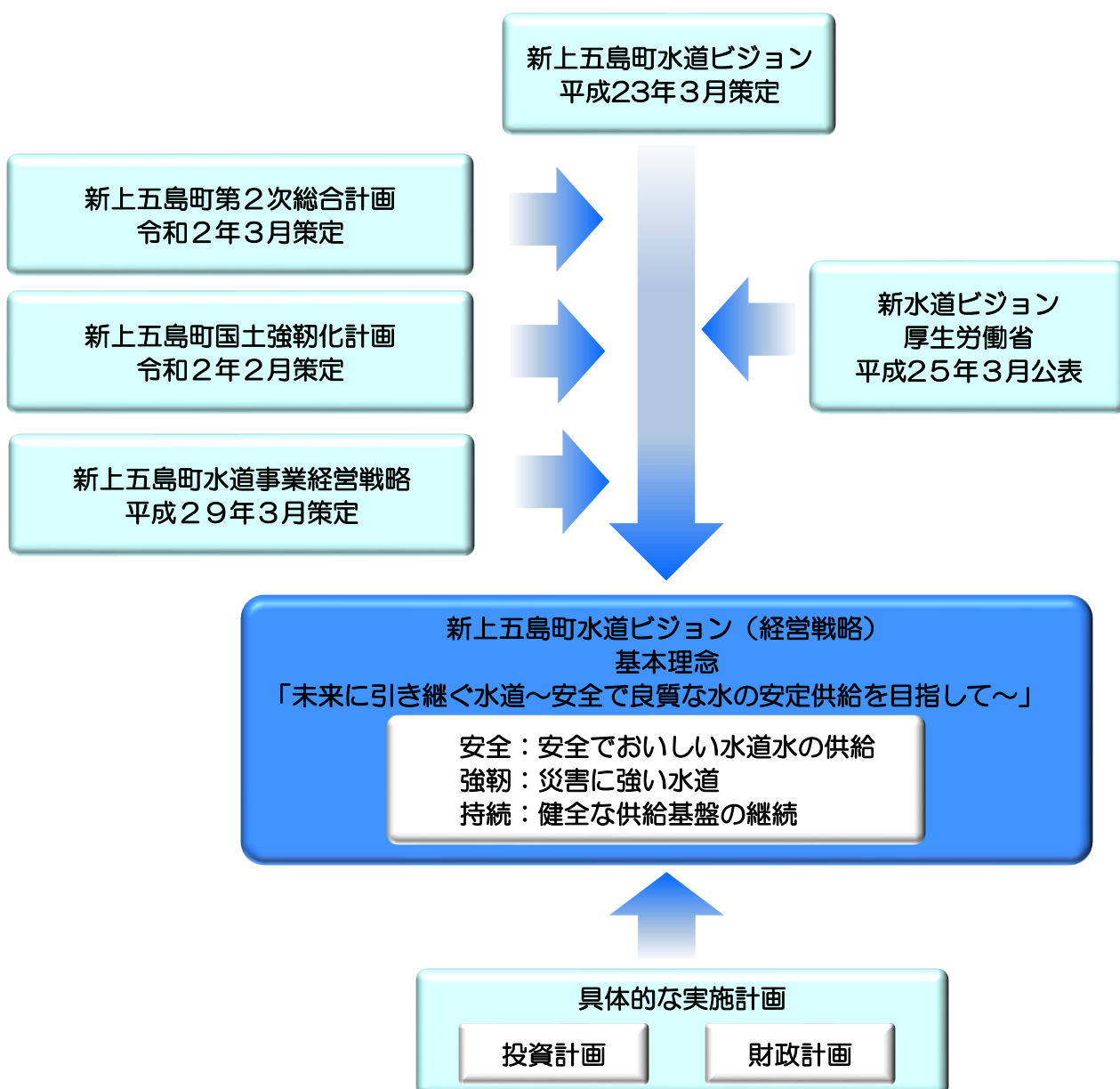
図1-1 新水道ビジョン（厚生労働省）における水道の理想像

1-2 位置付け

「新上五島町水道ビジョン（経営戦略）」は、厚生労働省より公表された「新水道ビジョン」に基づき、本町水道事業が今後取り組むべき施設整備及び事業運営の方向性を示したものです。国が目指す基本理念は「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」とし、時代や環境の変化に対応しつつ、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」と表現し、これら、3つの観点から50年後、100年後の水道の理想像を具体的に示し、これを関係者間で共有することとしています。

本町が令和2年3月に策定した「新上五島町第2次総合計画」の将来像は「つばき香り豊かな海と歴史を育む 自立するしま」としており、その実現に向けた新上五島町水道事業の「水道ビジョン（経営戦略）」は、従前の「新上五島町水道事業基本計画」の基本理念を継続し、基本計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、計画期間中に社会情勢等の大きな変動や総合計画及び振興計画による変更、水道料金の改定がある場合などには、必要に応じて本計画を適宜見直します。



第2章 水道事業の現状と課題

2-1 水道事業の概要

(1) 地勢等

新上五島町は、九州の西端、長崎県五島列島の北部に位置し、中通島と若松島を中心とする7つの有人島と60の無人島から構成されています。本土には奈良尾港から長崎港まで77km、有川港から佐世保港まで60kmの距離（いずれも直線）にあり、総面積は、213.99平方メートル（令和元年10月1日現在）です。

地形は、全般に細長く、急峻な山々が連なり、東は五島灘、西は東シナ海に面しており、自然の美しさと荒々しさをあわせもっています。平地は海岸沿いにわずかに広がっている程度であり、海岸延長は約429kmに及び、波の浸食でできりたった断崖の荒々しさや白砂の自然海岸など、様々な表情を持つ海と急峻な山々が織りなす景観は本町の特徴となっています。また、東海岸の断崖の眺望と西海岸に広がる若松瀬戸の景観は、非常に美しく観光客にも人気があります。海と山の豊かな自然を擁する新上五島町は、その大部分が西海国立公園に指定されています。



図2-1 (1) 新上五島町の位置

気候は、対馬暖流の影響を受け、年間平均気温17.7度（令和元年：気象庁）と比較的温暖な気候です。春から夏には南東の風が、秋から冬にかけては北西の季節風が多く、また、台風の常襲地域でもあり年間降雨量が多くなっています。

町村制が施行された明治22年4月1日、上五島地域は若松村、日ノ島村、青方村、浜ノ浦村、魚目村、北魚目村、有川村、奈良尾村の8村で構成されていました。その後、昭和に入って、青方村、有川村、奈良尾村がそれぞれ町制を施行しています。全国的に市町村合併が促進され、「昭和の大合併」と呼ばれた昭和30年代には、上五島地域でも合併が進み、若松村と日ノ島村が若松町に、青方村と浜ノ浦村が青方町に、魚目村と北魚目村が新魚目町にそれぞれ合併しました。

そして、平成16年8月1日、5町（若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町）が合併して新上五島町が誕生し、現在に至っています。

（２）水道事業の沿革

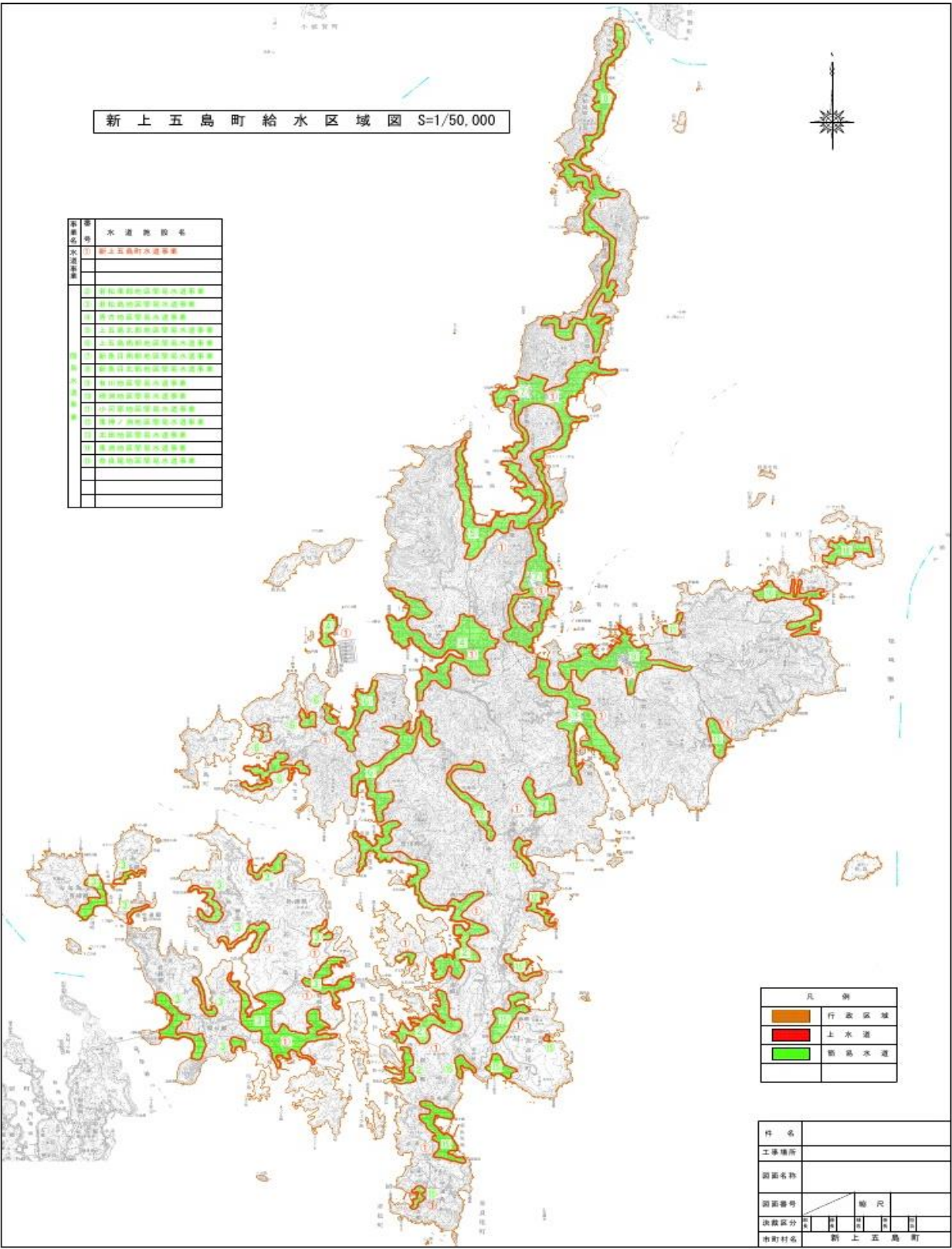
平成19年6月に厚生労働省より「簡易水道事業等施設整備費国庫補助金交付要綱及び取扱要領」の一部改正が通知され、統合可能な簡易水道の統合を推進する方針が示されました。これを受けて本町は、平成19年11月に「簡易水道事業統合計画書」を策定し、平成29年3月までにすべての簡易水道事業等を統合する計画のもと、事業統合に向けた統合簡易水道整備事業等の建設改良事業の推進のほか、固定資産調査や公営企業会計移行準備、認可変更手続きを行い、計画の通り14簡易水道事業、1飲料水供給施設を統合し、平成29年4月1日から上水道事業へ移行しました。

表２－１（２） 水道事業の沿革

区分	創設認可 年月	廃止年月	計画 給水人口 (人)	一日最大 給水量 (m^3)	一人一日 最大給水量 (ℓ)
新上五島町水道事業	H29. 3		20, 000	8, 800	440

区分	給水開始 年月	廃止年月	移行前 計画給水 人口 (人)	移行前 一日最大 給水量 (m^3)	移行前 一人一日 最大給水量 (ℓ)
若松島地区簡易水道	S30. 4	H29. 3	5, 000	1, 620	324
若松東部地区簡易水道	S38. 4		2, 160	760	352
青方地区簡易水道	S32. 4		5, 000	1, 800	360
上五島北部地区簡易水道	S33. 4		2, 300	800	348
上五島南部地区簡易水道	S47. 7		1, 327	460	347
佐野原桂山地区飲料水供給施設	S57. 4		52	16	300
新魚目南部地区簡易水道	S31. 4		4, 650	1, 810	389
新魚目北部地区簡易水道	S33. 4		650	254	391
有川地区簡易水道	S32. 3		4, 950	1, 960	395
太田地区簡易水道	S48. 3		750	215	287
東神ノ浦地区簡易水道	S33. 3		700	118	169
小河原地区簡易水道	S39. 1		600	90	150
東浦地区簡易水道	S37. 3		1, 800	740	411
崎浦地区簡易水道	S32. 3		640	210	328
奈良尾地区簡易水道	S29. 4		2, 423	1, 159	478

(3) 給水区域



2-2 給水人口と配水量

(1) 給水人口

図2-2(1)は、給水人口の過去10年間の実績を示したものです。平成22年度から令和元年度までの10年間で、給水人口は4,142人減少し、令和元年度末現在で18,594人となっています。

本町においては、全国平均を大きく上回る少子化・超高齢化が進展しており、転出超過による社会減に加え、平成5年度以降は、自然動態においても死亡者数が出生数を上回っており、今後も人口減少の長期継続が見込まれます。

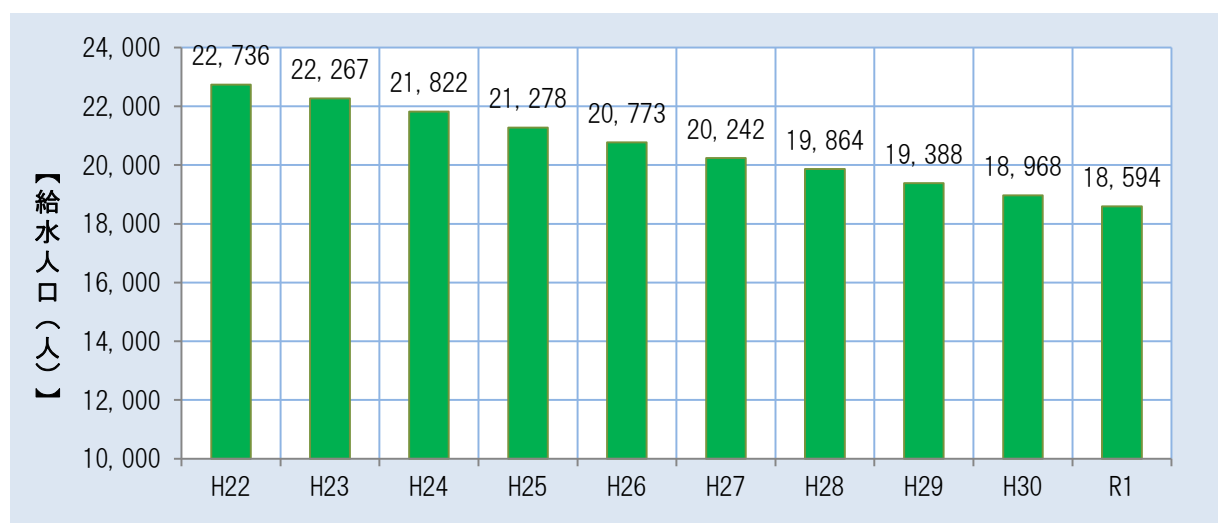


図2-2(1) 給水人口の推移

(2) 一日最大配水量と一日平均配水量

図2-2(2)は、一日最大配水量及び一日平均配水量並びに有収水量(料金収入の対象となった年間の水量)の過去10年間の実績を示したものです。一日最大配水量は多少の増減はあるものの、配水量は給水人口の減少に伴って年々減少傾向にあります。

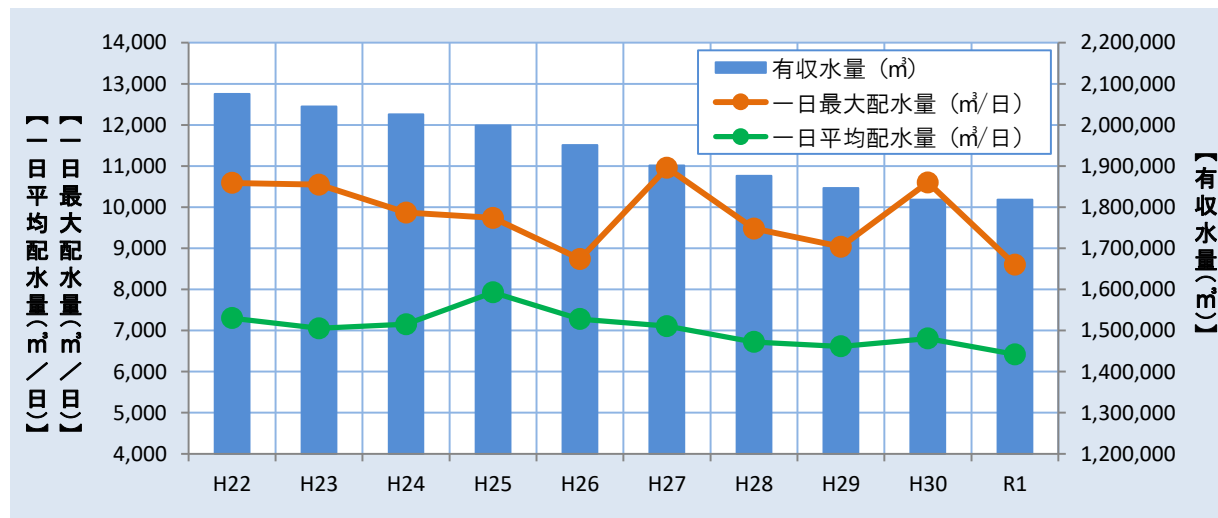


図2-2(2) 配水量の推移

2-3 水道施設の状況

(1) 水源・取水施設

水道水源は全部で39箇所あり、その内訳は、ダム18箇所、表流水16箇所・伏流水5箇所となっています。

表2-3 (1) 水源一覧

(単位：m³/日)

地区	水源名	区分	取水能力	備考
若松	三年ヶ浦水源	ダム	1,538	三年ヶ浦ダム
	三ツ川水源	表流水	300	三ツ川
	針木水源	ダム	194	針木ダム
	梶ノ木水源	ダム	780	梶ノ木砂防ダム
	荒川水源	表流水	240	荒川
上五島	相河水源	表流水	605	相河川
	白水水源	ダム	478	白水ダム
	奈摩地下ダム水源	ダム	396	奈摩地下ダム
	佐野原水源	伏流水	278	佐野原川
	今里水源	伏流水	278	今里川
	三日ノ浦水源	表流水	53	三日ノ浦川
	青方水源	ダム	1,491	青方ダム
新魚目	立串水源	ダム	198	江川ダム
	小串第二水源	伏流水	110	浅井戸
	尻無尾川水源	ダム	100	砂防ダム
	曾根第一水源	表流水	154	取水堰
	浦桑第一水源	ダム	297	浦桑砂防ダム
	浦桑第二水源	伏流水	418	浅井戸
	浦桑第三水源	ダム	300	宮ノ川ダム
	榎津水源	ダム	253	榎津ダム
	丸尾水源	ダム	275	丸尾砂防ダム
	大水第二水源	ダム	87	大水ダム
	大水第三水源	表流水	193	取水堰
有川	高崎水源	ダム	1,300	高崎ダム
	丹那山水源	表流水	390	取水堰
	深山水源	表流水	360	取水堰
	江ノ浜第一水源	表流水	83	江ノ浜川藤岳支流
	江ノ浜第二水源	表流水	358	江ノ浜川
	小河原水源	表流水	305	久保川
	大泊川第一水源	表流水	108	大泊川
	大泊川第二水源	表流水	108	大泊川支流
	中野水源	ダム	660	中野ダム
	榎田川水源	ダム	154	榎田川水源
	五斗ヶ浦水源	表流水	264	取水堰
	飛川水源	表流水	118	飛川
奈良尾	濁り水源	表流水	220	P C タンク
	須崎ダム水源	ダム	634	須崎ダム
	大川水源	ダム	431	大川ダム
	須崎湧水水源	伏流水	30	須崎川
合 計			14,539	
内訳	表 流 水		3,859	
	ダ ム		9,566	
	伏 流 水		1,114	

(2) 浄水施設

浄水場は全部で27箇所あり、その内訳は緩速ろ過(上向性ろ過を含む)方式17箇所、急速ろ過方式9箇所、膜ろ過方式1箇所となっています。(令和元年度決算統計より)

表2-3 (2) 浄水場一覧

令和2年3月現在

地区	浄水場名	ろ過方式	給水人口	築造年	経過年数	過去10年内改良有無
若松	三年ヶ浦浄水場	緩速ろ過	850	1,970	50	一部改良
	若松浄水場	緩速ろ過	461	1,964	56	無
	針木浄水場	緩速ろ過	164	1,973	47	無
	栲ノ木浄水場	急速ろ過	792	1,988	32	無
	荒川浄水場	緩速ろ過	349	1,970	50	無
上五島	浅子浄水場	急速ろ過	1656	1,984	36	無
	相河浄水場	上向性ろ過	903	1,984	36	無
	二本松浄水場	急速ろ過	1332	1,987	33	有
	奈摩網上市浄水場	緩速ろ過	375	1,975	45	有
	南部浄水場	上向性ろ過	893	1,971	49	無
	三日ノ浦浄水場	緩速ろ過	195	1,967	53	無
新魚目	浦桑浄水場	急速ろ過	2026	1,996	24	有
	小串浄水場	急速ろ過	424	1,974	46	無
	上小串浄水場	緩速ろ過	105	1,961	59	有
	曾根浄水場	緩速ろ過	231	1,978	42	無
	立串浄水場	緩速ろ過	191	1,963	57	無
	大水浄水場	急速ろ過	357	1,975	45	無
有川	上有川浄水場	上向性ろ過	1670	1,980	40	無
	高崎浄水場	急速ろ過	1386	1,985	35	無
	小河原浄水場	緩速ろ過	179	1,963	57	無
	太田浄水場	急速ろ過	325	1,992	28	無
	東浦浄水場	膜ろ過	1317	2,003	17	有
	江ノ浜浄水場	緩速ろ過	317	1,980	40	無
	五斗ヶ浦浄水場	緩速ろ過	192	1,974	46	無

表 2－3（2）浄水場一覧

令和2年3月現在

地区	浄水場名	ろ過方式	給水人口	築造年	経過年数	過去10年内改良有無
奈良尾	奈良尾 浄水場	急速ろ過	1775	2,014	6	有
	萱場 浄水場	緩速ろ過	119	1,993	27	有
	須崎 浄水場	上向性ろ過	10	1,965	55	無

(3) 配水池

配水池は全部で78箇所あり、各地区及び集落への配水を行っています。

(令和元年度決算統計より)

表 2 - 3 (3) 配水池一覧

令和2年3月現在

地区	配水池名称	容量 (m^3)	池数	給水 人口	築造年	経過 年数	過去10年内 改良有無
若松	榊ノ浦配水池 ※	353	5	850	1970	51	無
	間伏配水池	120	2	243	1971	50	無
	西神ノ浦配水池	60	1	33	1973	48	無
	土井ノ浦配水池	380	4	373 461	1979	42	無
	若松高部配水池	60	1		1977	44	無
	若松低部配水池	100	2		1964	57	無
	漁生浦配水池	120	2	164	1973	48	無
	梶ノ木配水池 ※	166.6	2	792	1968	53	無
	宿ノ浦配水池	117.8	2	126	1976	45	無
	白魚配水池	97.2	2	263	1976	45	無
	桐配水池	153.2	5	91	1988	33	無
	荒川第一配水池 ※	99.5	2	349	1970	51	無
	荒川第二配水池	116.3	2	258	1970	51	無
上五島	浅子配水池 ※	453	3	1626	1984	37	無
	船崎配水池	122.5	2	131	1984	37	無
	大曾配水池	50	1	153	1972	49	無
	大曾高部配水池	9.4	1	33	1966	55	無
	相河配水池 ※	355	3	903	1984	37	無
	跡次高部配水池	14	1	36	1973	48	無
	二本松配水池 ※	360	3	1332	1987	34	無
	青砂配水池	276.6	2	558	1975	46	無
	広瀬配水池	44	1	30	1975	46	無
	奈摩配水池	269.2	4	375	1975	46	無
	冷水配水池	75.6	1	184	1975	46	無
	南部配水池 ※	230	4	893	1971	50	無

表 2－3（3）配水池一覧

令和2年3月現在

地区	配水池名称	容量 (m ³)	池数	給水 人口	築造年	経過 年数	過去10年内 改良有無
上 五 島	小浜配水池	40	1	79	1971	50	無
	浜ノ浦配水池	52	1	68	1959	62	有
	青木配水池	25. 2	1	41	1977	44	有
	飯ノ瀬戸配水池	55	1	43	1995	26	無
	猪ノ浦配水池	4. 5	1	38	1971	50	無
	三日ノ浦配水池	40	2	195	1990	31	無
新 魚 目	浦桑配水池	360	2	812	1997	24	無
	榎津配水池	247. 3	4	343	1984	37	有
	丸尾配水池	226. 1	4	648	2009	12	有
	似首配水池	109. 8	2	211	1984	37	無
	大浦配水池	12	1	12	1976	45	有
	立串配水池	120	1	191	1963	58	無
	上小串低部配水池	120. 2	3	55	2012	9	有
	上小串高部配水池	90	2	50	1977	44	無
	小串配水池 ※	191. 5	3	424	1974	47	無
	白草配水池	119	2	119	1971	50	無
	曾根配水池	90	2	231	1978	43	無
	番岳配水池	70. 6	2	30	1971	50	無
	大水配水池	99	2	357	1976	45	無
	高峯配水池	68. 4	2	64	2004	17	有
	仲知配水池	95	3	83	1976	45	無
	竹谷配水池	42. 3	3	6	1980	41	無
	米山低部配水池	42	1	23	1980	41	無
	米山高部配水池	50. 75	1	58	1980	41	無
	赤波江配水池	28	1	11	1976	45	無
有 川	上有川第一配水池	321	2	1670	1981	40	無
	上有川第二配水池	200	2		1986	35	無

表 2－3（3）配水池一覧

令和2年3月現在

地区	配水池名称	容量 (m ³)	池数	給水 人口	築造年	経過 年数	過去10年内 改良有無
有川	高崎配水池	280	2	1380	1957	64	無
	高崎低部第一配水池	184	2		1987	34	無
	高崎低部第二配水池	63	1		1957	64	無
	小河原配水池	90	2	179	1963	58	無
	太田第一配水池	132	2	325	1972	49	無
	太田第二配水池	53	1		1972	49	無
	東浦高部配水池	280	2	1317	1961	60	無
	東浦低部配水池	180	1		1988	33	無
	阿瀬津配水池	92	1	193	1983	38	無
	七目配水池	120	2	436	1983	38	無
	大瀬良配水池	51.3	1	26	1983	38	無
	五斗ヶ浦配水池	69	2	192	1974	47	無
	船隠配水池	62	1	75	1975	46	無
	佐野原配水池	47	1	55	1975	46	無
	江ノ浜配水池	109	2	307	1978	43	無
	友住配水池	180	2	214	1980	41	無
	頭ヶ島配水池	60	1	14	1980	41	無
	向山配水池	3	1	10	2000	21	有
奈良尾	奈良尾配水池	270	2	1775	2014	7	有
	浜串配水池	210	3	204	1981	40	一部改良
	岩瀬浦配水池	20	2	令和元年度に休止			
	雑子場配水池	930	5	1074	1976	45	無
	萱場低部配水池	300	2	令和元年度に休止			
	萱場高部配水池	180	2	119	1993	28	一部改良
	佐尾配水池	61.4	1	26	1956	65	一部改良
	須崎配水池	18	1	10	1965	56	無

※ 給水人口に送水人口を含む。

(4) 管路

管路については、導水部門55.37km、送水部門95.98km、配水部門381.68kmの全延長で、533.03kmとなっています。（令和元年度決算統計より）

表2-3 (4) ① 部門別管路延長及び老朽管延長

（単位：m）

区 分	導水部門	送水部門	配水給水部門	合 計
全体管路延長	55,372.2	95,979.3	381,683.1	533,034.6
うち法定耐用年数 を経過した延長	9,163.1	18,551.9	76,810.3	104,525.3
超過割合	16.5%	19.3%	20.1%	19.6%

表2-3 (4) ② 部門別管種別延長

（単位：m）

区 分	導水部門	送水部門	配水給水部門	合 計
ビニール管	35,455.5	58,874.2	321,414.1	415,743.8
ダクタイル鋳鉄管	6,287.7	16,672.7	23,803.9	46,764.3
ポリエチレン管	2,717.7	8,332.7	23,808.4	34,858.8
鋼管	3,242.2	3,245.5	5,279.8	11,767.5
ステンレス管	85.0	7.1	194.4	286.5
WEET管	7,584.1	8,847.1	5,484.1	21,915.3
石綿管	0.0	0.0	0.0	0.0
配水用ポリエチレン管	0.0	0.0	1,698.4	1,698.4
耐震用ダクタイル鋳鉄管	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	55,372.2	95,979.3	381,683.1	533,034.6

(5) 水道施設の耐震化状況

浄水場や配水池などの主要施設は、1980年代から90年代までに整備した資産が未だ多く残っており、老朽化が進んでいます。老朽化施設の更新を含め、計画的に主要水道施設の耐震化を進める必要があります。

管路は、主要水道施設同様に、水道管の老朽化が進んでいます。老朽管の更新の際には耐震管を採用する等、水道管の耐震化も並行して進めていきます。

表2-3 (5) ① 基幹管路の耐震化率

（単位：％）

区 分	H30	R1	長 崎 県 平 均	全 国 平 均
耐震適合性がある管の割合	25.3	26.3	28.3	40.3
耐震管の割合	10.2	10.7	17.7	25.9

2-4 経営の状況

本町は、全国平均を大きく上回る人口減少の進展や、地形的な問題により保有する水道施設が極端に多いなど、経営状況が悪化する要素を多く抱えています。今後の経営においては、緊急性や重要度の高い事業を優先し、効率的かつ効果的な事業運営を進めることが必要となります。

(1) 主な経営指標

本町水道事業は、平成29年4月1日に公営企業法適用化し、上水道事業へ移行しましたが、移行前は全て簡易水道事業であったため、経営指標は平成29年度以降の年度ごとで算定しています。なお、比較対象となる類似団体及び全国平均については、平成30年度の値となっています。

①収益性に関する項目

総収支比率、経常収支比率、営業収支比率は、それぞれ100%以上であることが望ましいですが、本町は全てにおいて100%未満であり、純損益、経常損益、営業損益の全てにおいて損失が出ている状況です。しかしながら、元金償還に対する繰入金を補助金として受け入れて収益化することで令和2年度から黒字に転じる見込みです。

項目	H29	H30	R1	類似団体	全国平均
総収支比率	90.12	92.29	86.57	108.50	112.91
経常収支比率	91.07	92.30	86.62	108.87	112.83
営業収支比率	62.28	63.59	54.04	96.27	104.89
累積欠損金比率	17.36	30.61	57.43	3.16	1.05

※総収支比率……総収益÷総費用×100 【100%以上が望ましい】

※経常収支比率……経常収益÷経常費用×100 【100%以上が望ましい】

※営業収支比率……営業収益÷営業費用×100 【100%以上が望ましい】

※累積欠損金比率…累積欠損金÷営業収益×100 【0%が望ましい】

②資産の状態に関する項目（有収水量1m³当たりの金額）

本町の地形的特徴として、全般に細長く、急峻な山々が連なり、小規模集落が点在しているため、全ての給水区域に給水するためには、必然的に多くの水道施設が必要となります。そのため、有形固定資産については類似団体の2倍以上の数値となっており、これに伴って減価償却費の額も膨大な金額となっています。また、施設更新財源の大半を国庫補助金及び企業債に依存しているため、負債及び企業債現在高も大きくなっています。

項目	H29	H30	R1	類似団体	全国平均
有形固定資産	4,519.02	4,522.56	4,619.74	1,927.21	1,618.62
負債合計	3,971.36	3,904.44	4,006.64	1,291.76	911.89
資本合計	777.04	876.72	991.19	1,019.57	1,009.54
企業債現在高	1,756.07	1,707.60	1,690.17	710.07	469.62

※各項目÷年間総有収水量

③財務比率に関する項目

本町は平成29年4月1日に法非適用簡易水道から法適用上水道に移行しており、移行前は実質収支が過大にならないよう一般会計からの繰出金で調整していたため、現金の保有額が少ない状況で上水道に移行しました。このため、短期債務の支払能力を示す流動比率及び当座比率は、類似団体及び全国平均と比較して非常に低い値となっています。

項目	H29	H30	R1	類似団体	全国平均
流動比率	118.51	132.28	135.32	369.69	261.93
当座比率	110.92	124.95	130.21	364.46	248.85
自己資本構成比率	62.40	63.90	64.22	66.93	71.28
固定比率	585.33	519.12	468.92	127.73	123.88

※流動比率……………流動資産÷流動負債×100 【100%以上であることが必要】

※当座比率……………（現金預金＋未収金－貸倒引当金）÷流動負債×100

【100%以上であることが必要】

※自己資本構成比率…（資本金＋剰余金＋繰延収益）÷総資本×100 【高い方が望ましい】

※固定比率……………固定資産÷自己資本×100 【低い方が望ましい】

④施設の効率性（稼働状況）に関する項目

本町の各水道管は古いものが多く、また、管路延長も長いことから、漏水が多く、有収率が低い値となっています。また、固定資産使用効率が低くなっていますが、小規模集落への給水のために水道施設が多く必要となり、効率的な給水ができていないためです。

項目	H29	H30	R1	類似団体	全国平均
施設利用率	62.25	55.14	56.73	55.03	60.27
有収率	76.50	73.19	75.96	81.90	89.92
固定資産使用効率	2.89	3.02	2.85	6.34	6.87

※施設利用率……………一日平均配水量÷一日配水能力×100

※有収率……………年間総有収水量÷年間総配水量×100

※固定資産使用効率…年間総配水量÷有形固定資産（万円）

⑤料金に関する項目

水道施設が多く存在するため、施設の維持管理経費や減価償却費が多額となっていますが、その一方で、人口減少等により給水収益は減少傾向にあります。このため、料金回収率は100%を下回っており、水をつくる費用を水道料金で賄えていない状況にあります。

項目	H29	H30	R1	類似団体	全国平均
給水原価	305.61	296.54	340.47	178.59	167.11
供給単価	233.96	234.75	235.26	176.20	173.64
料金回収率	76.56	79.16	69.09	98.66	103.91

※給水原価……………経常費用÷年間総有収水量

※供給単価……………給水収益÷年間総有収水量

※料金回収率…供給単価÷給水原価×100 【100%以上が望ましい】

2-5 組織の状況

(1) 組織体制

本町水道事業は、地方公営企業法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置いておらず、町長が水道事業管理者の権限を行っています。また、地方公営企業法第14条の規定に基づき、水道事業管理者の権限に属する事務を処理させるため、水道課を置いています。

(2) 職員数

合併直後においては、本庁水道課の他、5支所に水道職員が常駐しており、水道施設維持管理業務、水質検査採水業務等全て直営で行っていました。その後、水道施設維持管理業務の一部外部委託、水質検査採水業務の外部委託、遠隔監視装置の導入等により、段階的に支所職員の廃止と、本庁水道課への集約及び本庁職員の削減を行っています。

また、水道技術の維持・向上・継承や基幹施設の更新事業に対応できる職員の育成を目的として、平成30年度から令和2年度までの3ヶ年において、計3名を水道事業の専門職員として採用しています。

なお、職員数の調整については、町の上位計画である『第3次新上五島町定員適正化計画』に基づいて、平成30年度から1名減の11名体制とし、さらに令和2年度から1名減の10名体制とする計画でありましたが、水道施設の統廃合及び老朽管路更新等の進捗の遅れや、水道の技術及び技能継承に向けた職員の育成を図るため、現在12名体制となっています。今後は定員適正化に向けて効率化を図っていきます。

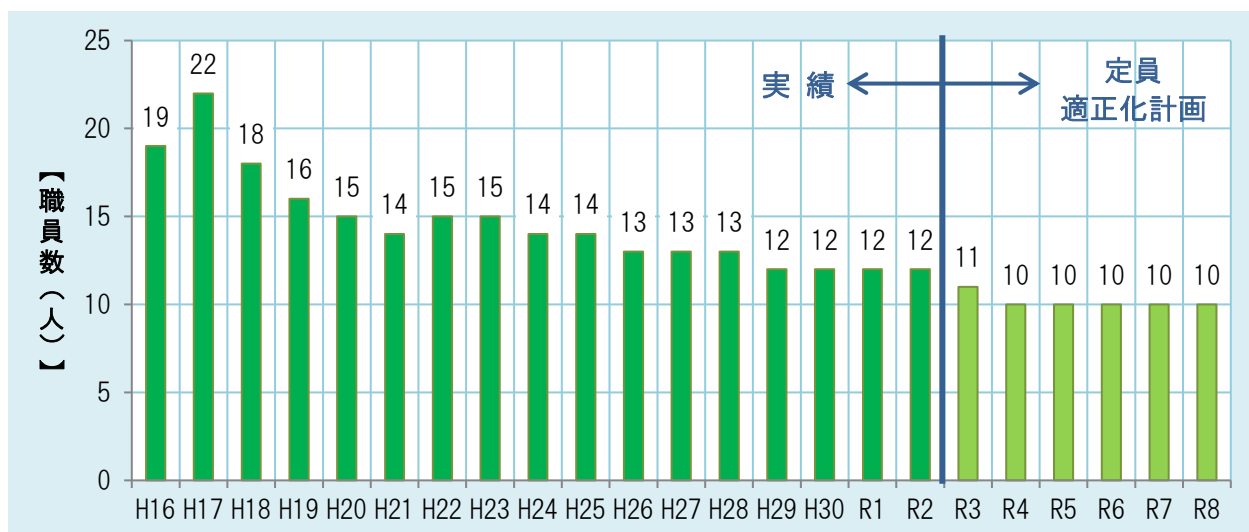


図2-5 (1) 職員数の推移

2-6 水道料金

(1) 料金の統一及び改定

平成16年8月1日に旧5町が合併し、新上五島町が誕生しましたが、合併以前の旧町間水道料金格差は大きく、すぐには料金統一ができませんでした。そのため、一部地区においては、激変緩和措置として段階的に水道料金を上げる期間を設け、最終的には平成21年度から全地区統一料金となりました。

その後、平成29年4月1日の上水道移行により、経営及び資産等の正確な把握がなされ、将来的な経営状況の悪化が明確になりました。これを機に、水道料金改定について『新上五島町水道事業経営審議会』においてご審議していただき、その結果、『料金改定ははやむを得ない』との答申をいただき、令和2年10月分から改定率29.1%で水道料金を改定しました。

(2) 現行の水道料金体系

本町水道事業の料金体系は、用途別料金体系を採用しています。

表2-6 (2) 水道料金体系（月額・消費税込み）

◇計量給水料金

用 途	基 本 料 金		超過料金（1m ³ につき）	
	基本水量	料 金	超過水量	料 金
一 般 用	5m ³ まで	1,320円	6m ³ から	308円
営業・団体用		2,200円		308円
臨 時 用		2,640円		308円
船 舶 用			1m ³ から	341円

(3) 今後の水道料金体系の検討

日本水道協会は、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展を図り、水道料金を適正に定める指針として、『水道料金算定要領』を発行しています。その中で、水道料金は使用者間に不当な差別的取扱いをするものであってはならないとの原則のもと、以下のとおり基準を示しています。

- 料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本料金と従量料金に区分して設定するものとする。
- 各使用者群は、給水管の口径別（量水器口径）により適切な段階に区分して設定するものとする。
- 用途別料金及び基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない。

本町は用途別料金体系を採用しており、基本水量を付与していますが、『水道料金算定要領』に基づき、今後は口径別料金体系の採用及び基本水量の廃止を前提に料金体系を検討しなければなりません。ただし、受益者の急激な経済的負担増を招かぬよう、慎重に議論する必要があります。

2-7 課題の整理

(1) 安全に関する課題

安全では、「安全でおいしい水の供給」を目指すために、水道水の安全性や浄水処理の信頼性に関する項目を示します。本町水道事業においては、主に水質管理と水資源保全の啓発を対象とした課題を整理しています。

①水資源の保全と啓発

一部ダムにおいて、経年経過による土砂の堆積等により、恒常的に水質が悪化しています。また、近年、湯水の長期化によって水質が悪化する事例も多く発生しており、水源水質や周辺環境の監視体制を強化する必要があります。

健全な水循環が維持されるよう、水環境の教育及び啓発の推進が必要です。

②適正な水質管理

水安全計画を策定し、想定されるリスクに対する水質管理体制の強化を図り、毎年度水質検査計画に基づく、水質検査の確実な実施が必要です。

ダム等を水源とする水源水質悪化等による水質改善の対策や浄水施設においても、全体的に老朽化が進み更新時期を迎えています。また、高度化する水質基準に適応した水の供給を図るため、高度な設備機器及び施設への更新を行う必要があります。

給水装置においても、給水装置工事事業者による適正な施工と水道利用者の適切な管理が必要です。



画像2-7 (1) 青方ダム



画像2-7 (1) 水質検査

(2) 強靱に関する課題

強靱では、「災害に強い水道」を目指すために、ハード・ソフト両面での備えが必要であることから、水道施設及び管路の耐震性、災害等の対応状況に関する項目を示します。本町水道事業においては、水道施設等の更新及び耐震化や非常時の対策を対象とした課題を整理しています。

①老朽施設の更新及び基幹施設の耐震化

平成9年に制定された『水道施設の耐震化に関連する法令』以降に新規整備した浄水場及び配水池については、耐震基準を満たしていますが、大半の施設は法令制定以前に整備されており、耐震基準を満たしていません。

また、管路についても、全延長533.03kmにも及ぶ管路の耐震化には多額の費用を要するため、老朽管の更新とともに、基幹管路及び医療機関等の重要施設までの配水管などを優先的に更新するなど計画的で、効率的な更新が求められます。

地形により原水の取水から配水に至るまで、電力への依存度が高いが停電時における、電力供給を行う自家発電設備等の整備がなされていない状況です。

②危機管理体制の強化

『水道危機管理マニュアル』は作成しているものの、その内容が周知徹底されているとは言えず、有事の際に組織的で迅速な対応ができるかが懸念されます。リスクの把握及び評価や組織に応じたマニュアルの見直しが必要です。

また、渇水や災害等によって給水が困難になった場合、他の水源から補うことができない地域もあり、非常時における水源の確保が課題です。他にも、地震や台風などによる自然災害や渇水などにより、水源の枯渇または浄水施設が機能不全に陥った場合、給水車による給水活動が必要となるため、本町が有する給水用具では対応が難しい状況です。

災害が発生した場合、本町は離島1町であり、応急及び復旧支援や迅速な資機材調達が難し状況となるため、資機材の備蓄や支援体制の確立が必要です。



画像2-7(2) 丸尾配水池



画像2-7(2) 管路更新

(3) 持続に関する課題

持続では、「健全な供給基盤の継続」を目指すために、将来の更新事業やそれに向けた資金の確保、組織体制等の人材・技術に関する項目を示します。本町水道事業においては、主に経営の安定化や水道水の安定供給を対象とした課題を整理しています。

①効率的な事業経営

水道資産の多くが更新時期を迎えており、優先度を考慮して計画的な施設の更新を行う必要があります。また、施設維持管理経費の縮減を図るため、有収率及び有効率の向上に向けて注力するとともに、各水道施設の異常等に対して、迅速に対応できる維持管理体制強化が必要です。

債務の借入による次世代への過度な負担の抑制を図り、独立採算を原則とする健全な水道事業運営を図るためには、水道料金の適正化が不可欠となります。

②経営基盤の強化及び技術基盤の継承

経費縮減及び効率化を図らなければならない一方で、職員削減や業務委託等の推進により、水道技術及び技能の継承が難しい状況ではありますが、新上五島町定員適正化計画の実現に向け、定員管理を推進するとともに、水道事業職員給与の適正化を図らなければなりません。

③利用者サービスの向上

地方公営企業として、水道利用者に積極的な情報提供を行い、インターネットツールを用いた開閉栓申請の導入など、時代に即応した利便性の向上を図る必要があります。



画像 2-7 (3) 浄水場見学



画像 2-7 (3) LINEでの開閉栓申請

第3章 将来の事業環境

3-1 水需要の推計

(1) 給水人口

図3-1(1)は、合併直後である平成17年から現在までの給水人口実績に加えて、本町の人口の推移及び将来推計を取りまとめた『新上五島町人口ビジョン』を元に令和42年までの給水人口を推計したものです。

平成17年から令和2年までの15年間で7,485人減少していますが、令和2年から令和22年までの20年間で更に7,959人減少する見込みとなっております。令和42年の人口推計は、現在の令和2年と比較すると77.2%も減少することとなり、非常に厳しい推計がなされています。

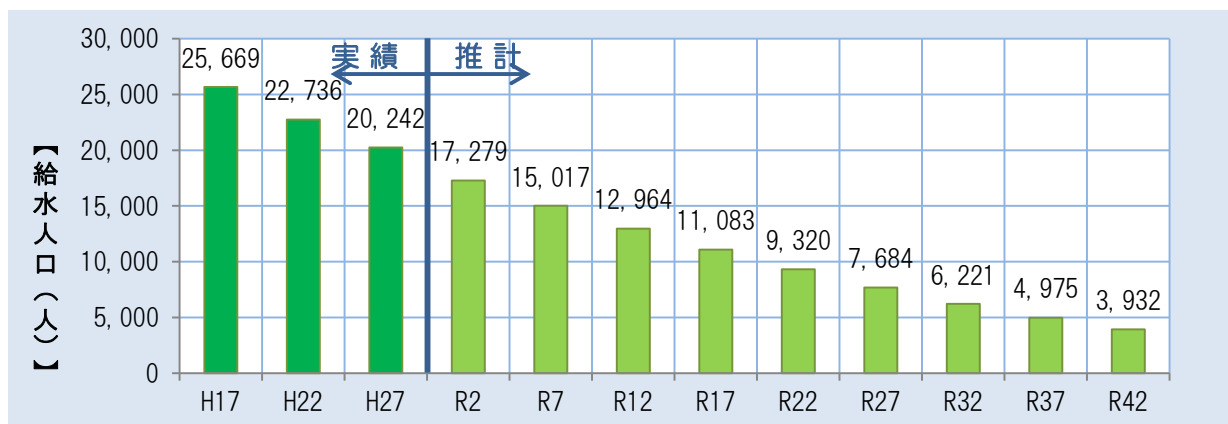


図3-1(1) 給水人口の推移

(2) 一日最大配水量と一日平均配水量

図3-1(2)は、一日最大配水量及び一日平均配水量並びに有収水量の過去10年間の実績と計画期間である10年間の推計を示したものです。

給水人口の減少に伴い、将来的に減少する見込みですが、有収水量の減少は、水道事業の収入の根幹である給水収益の減少に直結するため、今後はより効率的に水道事業経営に取り組む必要があります。

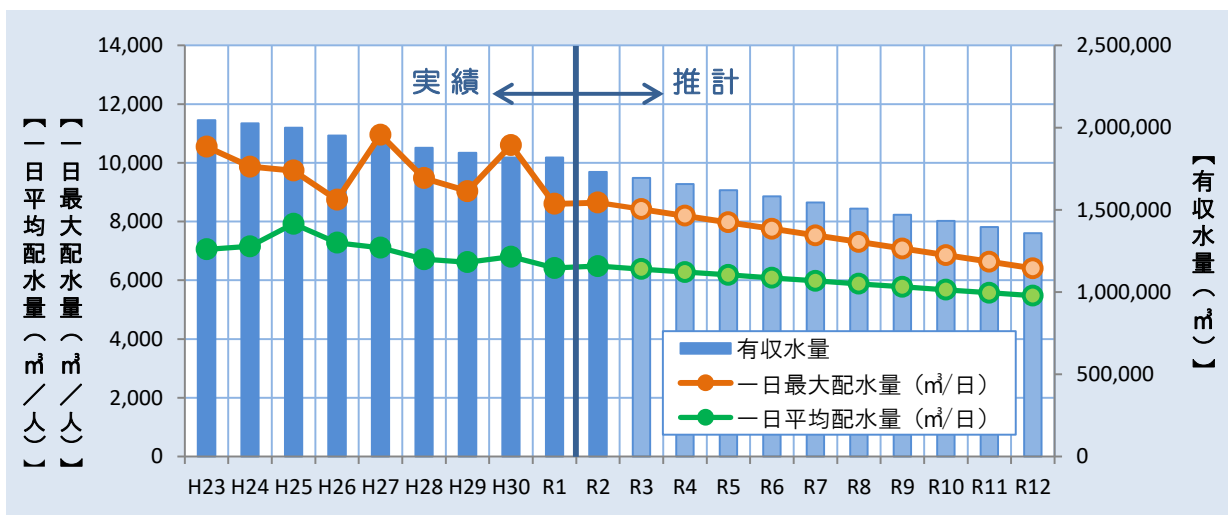


図3-1(2) 配水量の推移

3-2 水道施設の老朽化

(1) 現資産の取得時期

本町水道事業が保有している有形固定資産は、令和元年度末現在で8,247,315,330円となっています。同規模団体と比較すると、有収水量1m³当たりの金額は約2.4倍となり、収益に見合う以上の水道施設を保有していることになります。

図3-2(1)は、現在保有している資産の取得価額を取得年度ごとに示したものです。1980年代から90年代までに整備した資産が未だ多く残っており、厳しい経営状況の中で、施設を順次更新していかなければなりません。

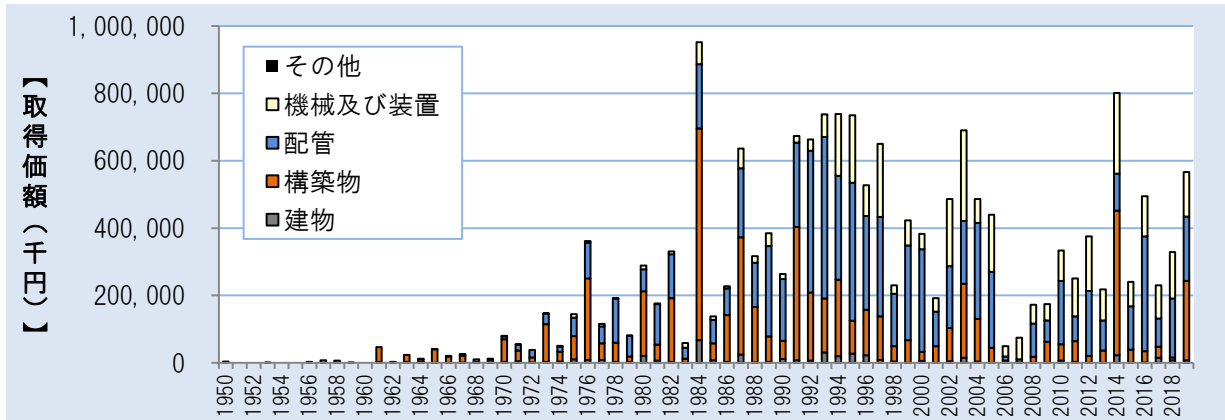


図3-2(1) 種類別現有施設の取得時期及び取得価格

(2) 将来の更新需要

図3-2(2)は、現在保有している資産の老朽化状況を示したものです。健全化資産は経過年数が耐用年数未満の資産、経年化資産は経過年数が耐用年数の1.0~1.5倍となる資産、老朽化資産は経過年数が耐用年数の1.5倍を超える資産となります。

令和元年度末現在では、全体の62.8%が健全化資産、37.2%が経年化資産及び老朽化資産となっており、耐用年数を超過している資産の割合が高くなっています。

地方公営企業法上の耐用年数は、減価償却資産の費用配分の基礎となる期間として定められていることから、必ずしも物理的・経済的使用可能期間と一致しません。しかしながら、施設の更新を放置して老朽化が進めば、水道管であれば漏水事故の頻発を招き、浄水施設であれば水道水の安定的な供給に支障を来してしまいます。

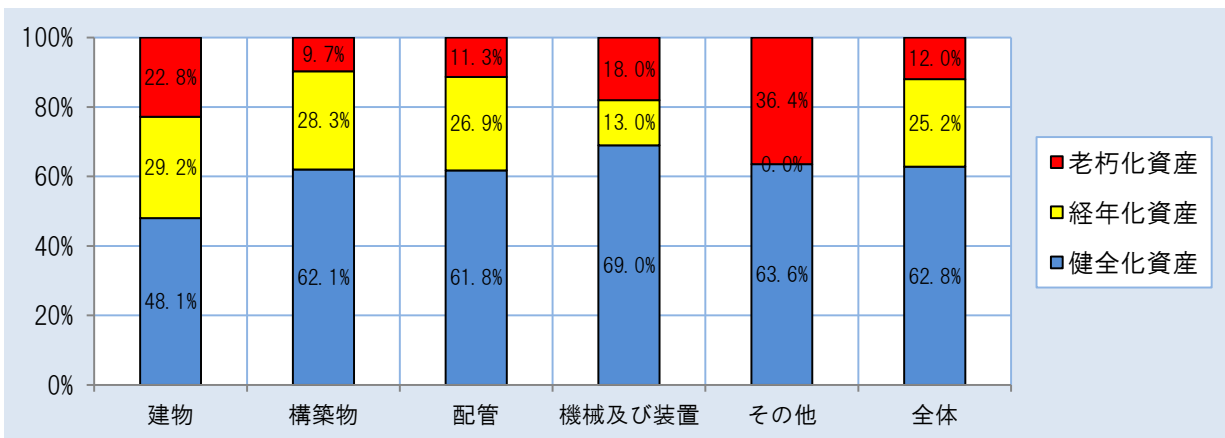


図3-2(2) 資産の老朽化状況

第4章 水道事業の将来像と実現方策

4-1 基本理念及び理想像

新上五島町水道事業を取り巻く諸課題等に適切に対応し、次世代に健全な姿で『新上五島町水道事業』を引き継いでいくため、また、水道の理想像である『安全』で『強靱』な水道の『持続』を実現するため、次のとおり基本理念を定めました。

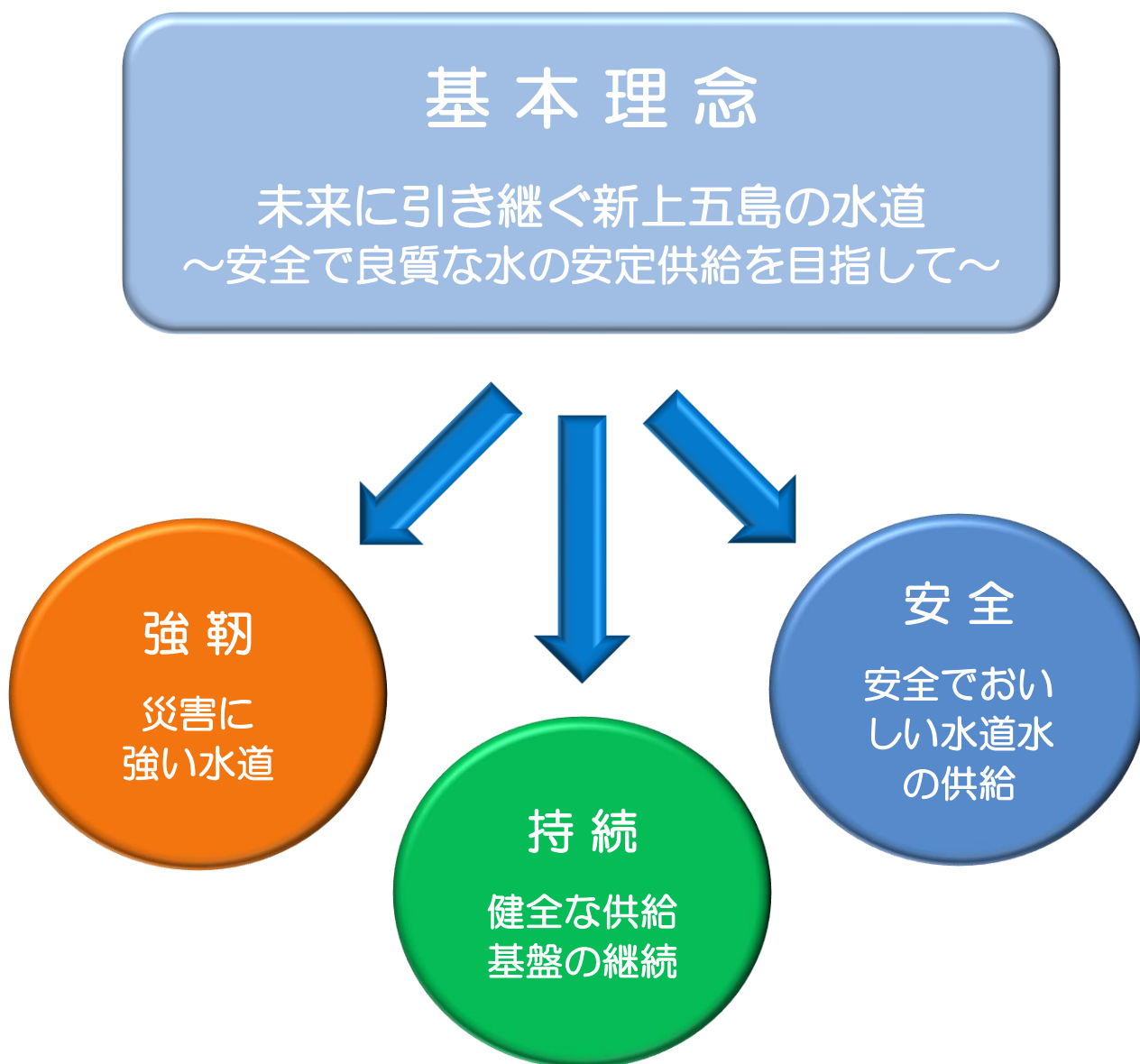


図4-1 新上五島町水道事業の基本理念

4-2 施策の体系

水道事業の基本理念を実現するための具体的な方針として、本町水道事業の現状と課題や将来の事業環境を踏まえ、水道の理想像である『安全』『強靱』『持続』の観点から、次のとおり本町の取り組むべき施策を整理しました。

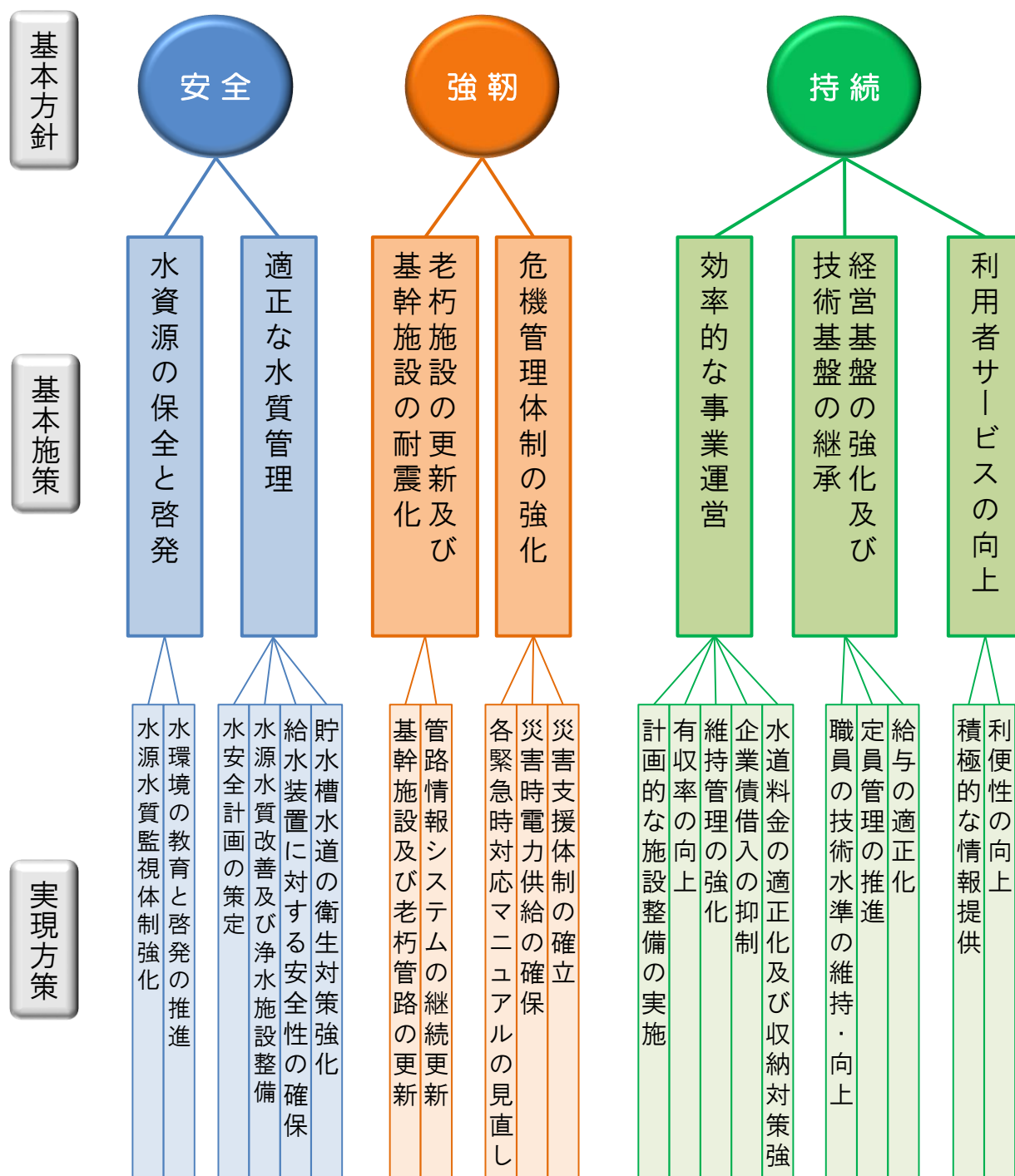


図4-2 施策の体系

4－3 安全に関する実現方策

【安全でおいしい水道水の供給】

いつでも、安心・安全な水道水を安定的に供給するため、水源から給水栓に至るまでの一貫した水道水の管理の充実と強化に努めます。

(1) 水資源の保全と啓発

1) 水源水質監視体制の強化

安全で良質な水を供給するため、水源の水質や周辺環境の監視体制の強化を図ります。

2) 水環境の教育と啓発の推進

健全な水循環が維持されるよう、水環境の教育や啓発の推進を図ります。

(2) 適正な水質管理

1) 水安全計画の策定

水源から蛇口まで、すべての過程において想定されるリスクに対する分析や評価を行い、安全性の高い水道システムを構築するため、「水安全計画」を策定し、毎年度策定する水質検査計画に基づき、水道法で定められた水質検査を実施するとともに、末端給水栓において、残留塩素、色度、濁度を測定し、安全で良質な水道水の供給に努めます。

2) 水源水質改善及び浄水施設整備

ダム等の貯水施設において、近年、経年経過による土砂の堆積や周辺環境の変化により、水源水質が悪化する事例が多く発生しているため、水源水質改善装置等の導入の検討を行うとともに、高度化する水道利用者が求める水質や水道法で定められた水質基準に適応した水道水の供給を図るため、高度な設備機器及び施設への更新実施に努めます。

3) 給水装置に対する安全性の確保

給水装置における水質を含む安全性の確保については、給水装置工事において、水道事業者が指定する給水装置工事事業者による適正な施工が実施されるよう、指導を行います。

また、水道本管から分岐された以降の給水装置については、水道利用者所有の財産であると同時に、水道利用者自身で適切な管理を行っていただく必要があるため、維持管理等について周知の徹底に努めます。

4) 貯水槽水道の衛生対策強化

貯水槽水道においては、水道事業者から供給された水を貯水槽以降の施設を用いて給水しています。貯水槽以降給水栓までの施設の管理及びその水質は貯水槽水道施設の設置者が責任を負うことになります。

貯水槽水道については、定期的な清掃や施設の検査などの管理が十分に行われるよう、設置者及び利用者に対して、適正な管理の指導強化に努めます。

4－4 強靱に関する実現方策

【災害に強い水道】

災害に強いライフラインである水道を構築するため、老朽施設の更新や基幹施設の耐震化等を推進するとともに、危機管理に対する取り組み強化に努めます。

(1) 老朽施設の更新及び基幹施設の耐震化

1) 基幹施設及び老朽管路の更新

基幹施設である浄水場及び配水池については、多くの施設が耐震基準を満たしておらず、大規模地震やその他自然災害の場面にあっても、最低限の水が供給可能となるよう、水道利用者の理解を得ながら施設の強化を推進します。

また、老朽管については、漏水事故の減少及び有収率向上のため、経年劣化した配水管を更新します。更新にあたっては、緊急時の給水拠点や重要給水施設までの配水ルートなど、水道施設の重要度及び人命の安全確保に重要な医療機関や避難場所などへの安定給水を確保するため、優先順位を設定し耐震化に努めます。

2) 管路情報システムの継続更新

迅速な対応が求められる突然の漏水事故の復旧や老朽管更新事業における、優先順位の設定等を効率的に実施するため、管路情報の更新を継続的に行うとともに、利用機能の充実を図ります。

(2) 危機管理体制の強化

1) 各緊急時対応マニュアルの見直し

危機管理対策としては、リスクの把握・評価を行い、その評価度合いに基づきハード・ソフト両面より検討を行い適切な対策の計画・実施に努めます。

水道施設の耐震化が十分に進んでいない状況下での災害対策として、事業継続計画の運用により、事業継続性の向上に努めます。

また、災害発生時における水道水確保のための応急対策を、迅速かつ確実に実施するため、「新上五島町水道危機管理マニュアル」などの危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、マニュアルに基づいた想定訓練実施に取り組む等、体制充実の強化に努めます。

なお、渇水等に対応するため、水資源関連施設の整備や漏水防止対策等の強化を働きかけるとともに、水資源関連施設を有効活用した水資源の有効利用を推進します。また、災害時における用水供給の確保に対応するため、井戸や貯留施設の設置による雨水等利用の推進に努めます。

2) 災害時電力供給の確保

地形により原水の取水から配水に至るまで、電力への依存度が高いため、災害等で停電事故が発生した場合においても、水道水の供給を行うことができるよう、重要な浄水場や中継ポンプ所等への電力供給の確保（含む自家発電の整備）に努めます。

3) 災害支援体制の確立

離島1町である本町は、他自治体等の応急及び復旧支援や迅速な資機材の調達が難しいため、給水タンク及び水道管接続材料等の応急及び復旧用資材の備蓄に努めるとともに、日本水道協会九州支部管内の水道事業体等との、災害時における支援体制の確立に努めます。

4－5 持続に関する実現方策

【健全な供給基盤の継続】

水道事業の健全な経営に向け、改善を行い維持するため、事業経営の効率化・運営基盤の強化に努めます。

（１）効率的な事業運営

1) 計画的な施設整備の実施

アセットマネジメントの活用により、重要性や緊急性を考慮して、設備投資の平準化を図り、計画的な事業実施に努めます。

また、常に水需要の動向を注視するとともに、施設のダウンサイジング等を検討し、更新費用の縮減に努めます。

2) 有収率の向上

流量測定及び監視機器等の充実や迅速、かつ、継続的に漏水調査及び修繕・更新工事を実施し、有収率及び有効率の向上に努めます。（令和元年度現在有収率75.96％を、令和12年度末までに目標値90％を目指します。）

3) 維持管理の強化

浄水場や配水池などの各施設が正常に機能し続けられるために、設備機器の運転制御、巡視点検を行います。また、万一の漏水等による配水量の増加や配水池水位の低下、機器装置関係の異常に対して、迅速な対応ができるよう、維持管理体制の強化に努めます。電気・機械設備についても、定期的な保守点検情報を基に予防保全に努め、できる限り延命化を図ることにより更新費用の削減を図ります。

4) 企業債借入の抑制

施設の更新・改良にあたっては、今後も引き続き補助金・交付金等の外部資金の確保を研究検討し、できる限り企業債への依存度を抑制し、次世代への過度な負担を回避するよう努めます。

5) 水道料金の適正化及び収納対策強化

水需要の減少に伴う水道料金収入の減少が予測される中、健全な事業経営を継続していくために、経費の縮減に努めるとともに、水道利用者の理解を得ながら、3～5年ごとに料金の見直しを検討し、水道料金の適正化及び給水収益の確保に努めます。また、収納対策についても、新上五島町水道料金滞納整理事務手続規程に基づく給水停止を踏まえた未収金対策の取り組みを強化します。

（２）経営基盤の強化及び技術基盤の継承

1) 職員の技術水準の維持・向上

自己啓発意欲の向上や個々のスキルアップを目的に、職員の経験年数や人員の配置状況に合わせた研修の場を設けるとともに、日本水道協会等の外部機関が実施する各種研修会等にも積極的に参加し、新しい技術や技能の習得に努めます。

2) 定員管理の推進

「新上五島町定員適正化計画」に基づき、職員の適正な定員管理を推進するとともに、職員の知識・技能・ノウハウを次世代に継承するため、水道事業会計企業職員の計画的な採用に努めます。

3) 給与の適正化

水道事務部局職員の給与については、町長事務部局に準じて適正化に努めます。

(3) 利用者サービスの向上

1) 積極的な情報提供

水道料金、業務状況及び各種手続き等に関する情報や水道に関連する情報を、町のホームページや広報誌などで、わかりやすく提供するように努めます。

2) 利便性の向上

時代の変遷により、生活様式が多様化するなかで、水道利用者のニーズを的確に捉え、各種届出の方法や水道料金等の納付方法の拡大など、更に水道利用者にとって、利便性が向上するように努めます。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

6 安全な水とトイレ
を世界中に



※新上五島町第2次総合計画に掲げるSDGsの17の目標(ゴール)である「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、水道事業は目標6の「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」として、住民の日常生活を支える基盤として、水源地の環境保全安全を通じて水質を良好に保ち、安全で清潔な水道水の供給に努めます。

第5章 施設整備計画

5-1 施設整備計画の概要

財源に限られる厳しい経営状況の中で、特に老朽化が進んでいる施設や漏水が多発している老朽管等を優先して計画的に更新します。

また、令和2年3月策定の新上五島町第2次総合計画の政策の重要度（まちづくりに対する町民のニーズ）における町民意識調査（アンケート調査）では、施策別の重要度において、回答比率で73.8%もの人が、「水道の整備」について「重要」または「やや重要」と回答しており、政策別の順位においても3番目に高い割合となっておりますので、今後も「安全で良質な水の安定供給の推進」の一環として、水道施設整備事業を実施してまいります。

なお、本水道ビジョンの策定期間である令和3年から令和12年までの10年間、次に示す建設改良事業を、継続事業、新規事業として計画します。

（1）建設改良事業計画の内容

1) 継続事業

交付金事業

1. 有川地区簡易水道基幹改良事業（計画期間：平成25年度～令和17年度）
2. 上五島北部地区簡易水道基幹改良事業（計画期間：平成26年度～令和7年度）
3. 若松島地区簡易水道基幹改良事業（計画期間：平成27年度～令和7年度）
4. 崎浦地区簡易水道基幹改良事業（計画期間：平成28年度～令和10年度）

単独起債事業

1. 青方地区配水管布設替工事（計画期間：令和2年度～令和6年度）

2) 新規事業

上水道交付金対象事業

1. 浅子配水池築造工事（計画期間：令和6年度～令和8年度）
2. 上水道改良事業（計画期間：令和8年度～継続的に）

単独起債事業

1. 大水・立串連絡管布設工事（計画期間：令和3年度～令和5年度）



第6章 経営の見通し

6-1 経営戦略の概要

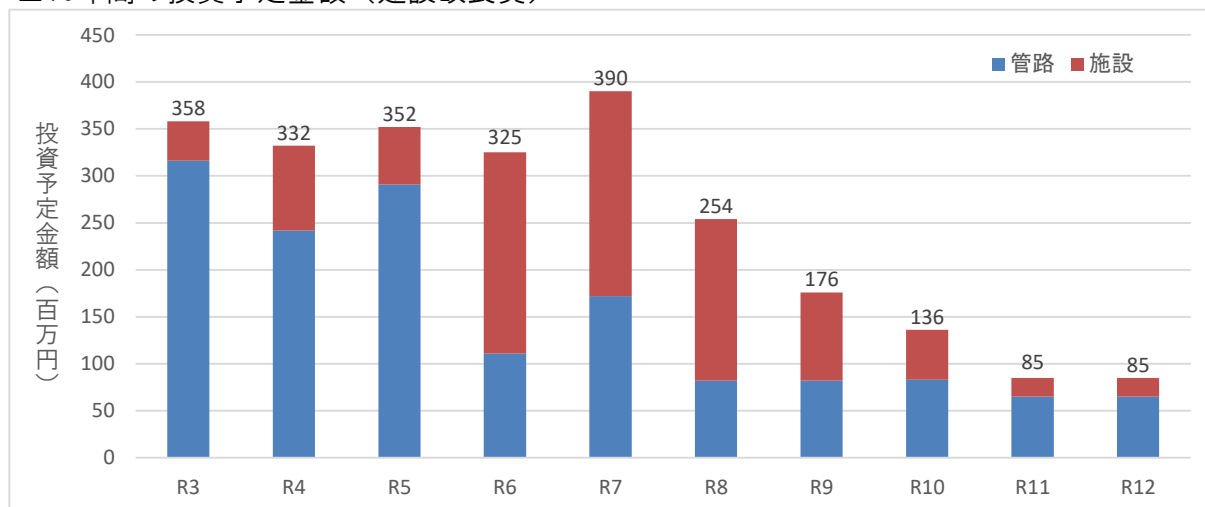
経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。その中心となる「投資・財政計画（収支計画）」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画で構成され、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画であります。

6-2 投資計画

■投資スケジュール

項目	事業内容	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
有川地区基幹改良事業	簗山、小河原送水ポンプ所築造		←						→		
	管路更新（小河原、七目、東浦）	←									→
崎浦地区基幹改良事業	管路更新（江ノ浜、赤尾、友住）	←									
上五島北部地区基幹改良事業	青砂送水ポンプ所、冷水配水池築造	←									
	管路更新（小河原、青砂、広瀬）	←									
若松島地区基幹改良事業	若松配水池築造、付属配管替		←								
	管路更新（土井ノ浦、若松）	←									
浅子配水池築造工事	配水池築造				←			→			
老朽管更新事業	配水管布設替工事	←									→

■10年間の投資予定金額（建設改良費）

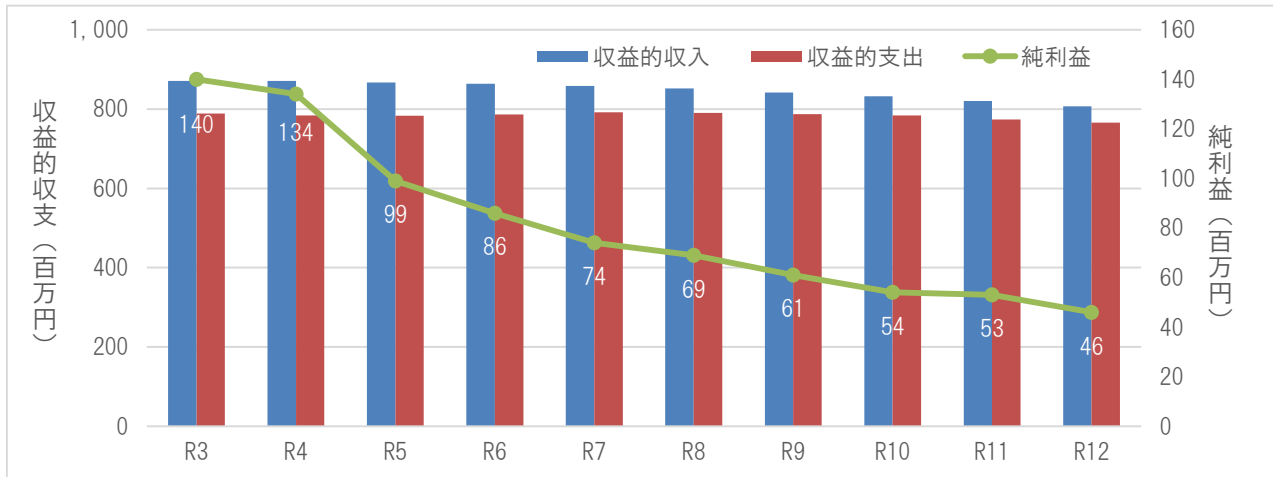


6-3 財政計画

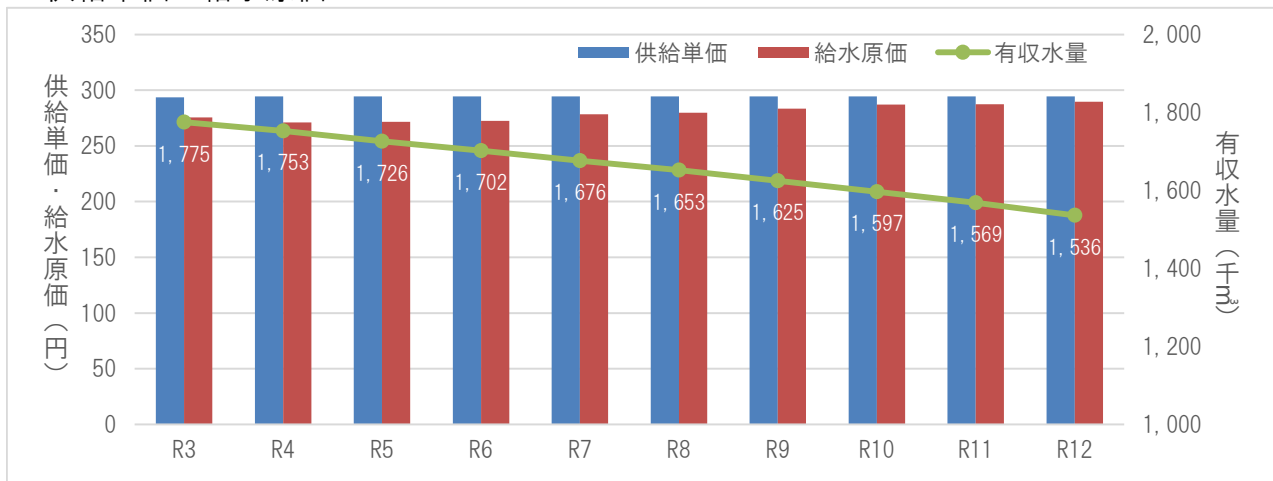
(1) 収益的収支の予測

有収水量の減少に伴い収益、費用ともに減少の見込みですが、計画期間内は利益を計上できる見通しです

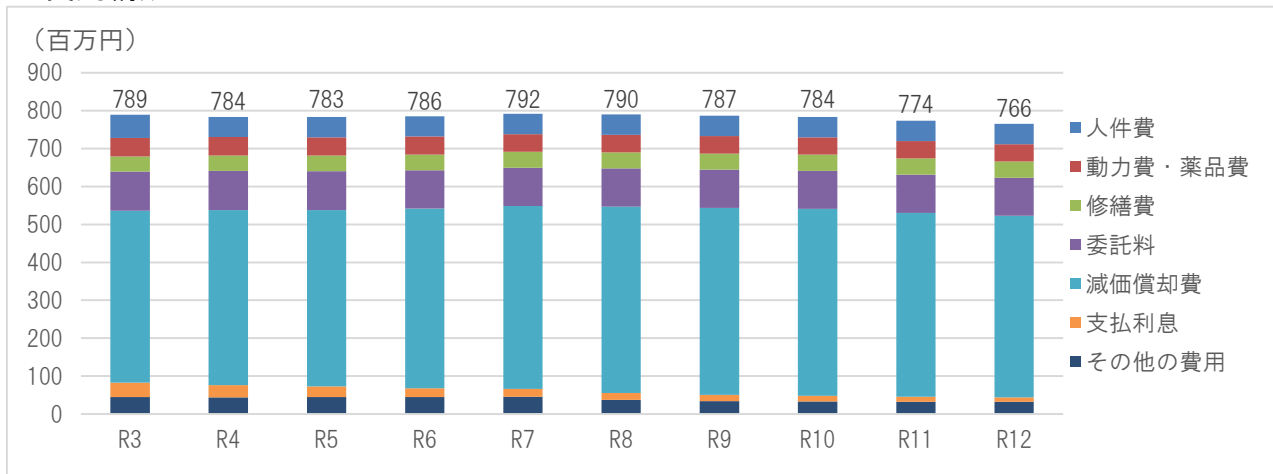
■収益的収支



■供給単価・給水原価



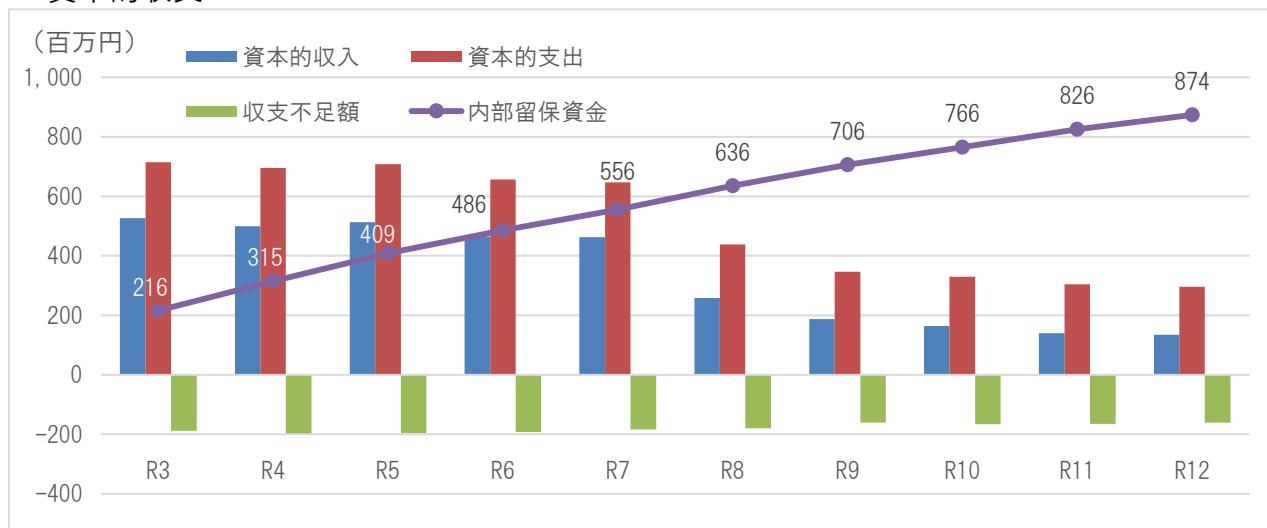
■費用構成



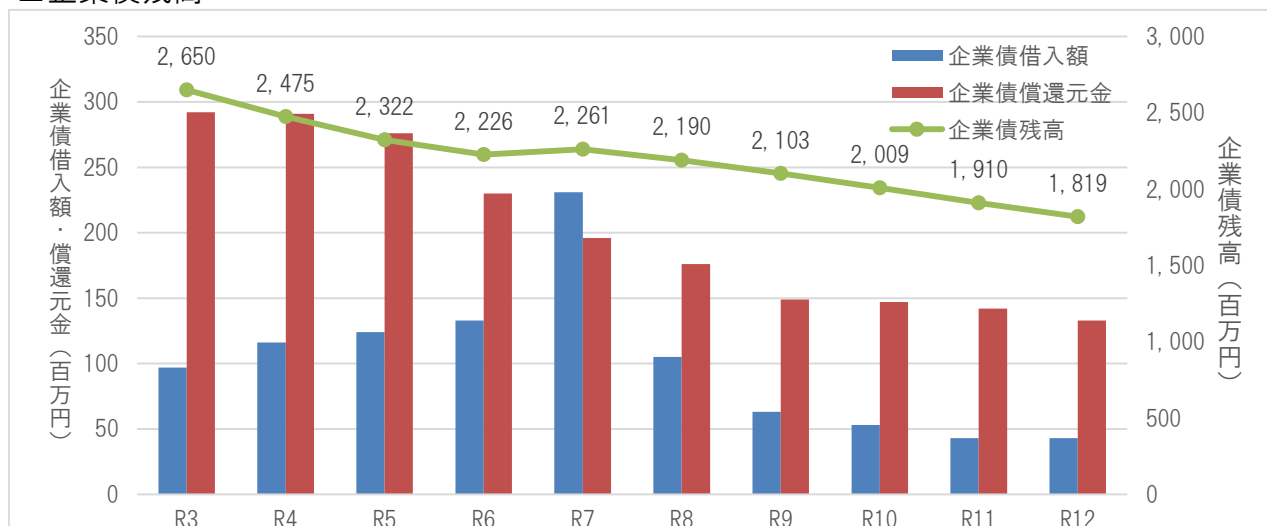
（２）資本的収支の予測

老朽化施設の更新や耐震化等による事業実施に伴い、資本的支出が収入を大きく上回ります。新たな借り入れを抑制し企業債残高を減らしつつ、将来の更新費用への備えとして内部留保資金を確保します。

■資本的収支



■企業債残高



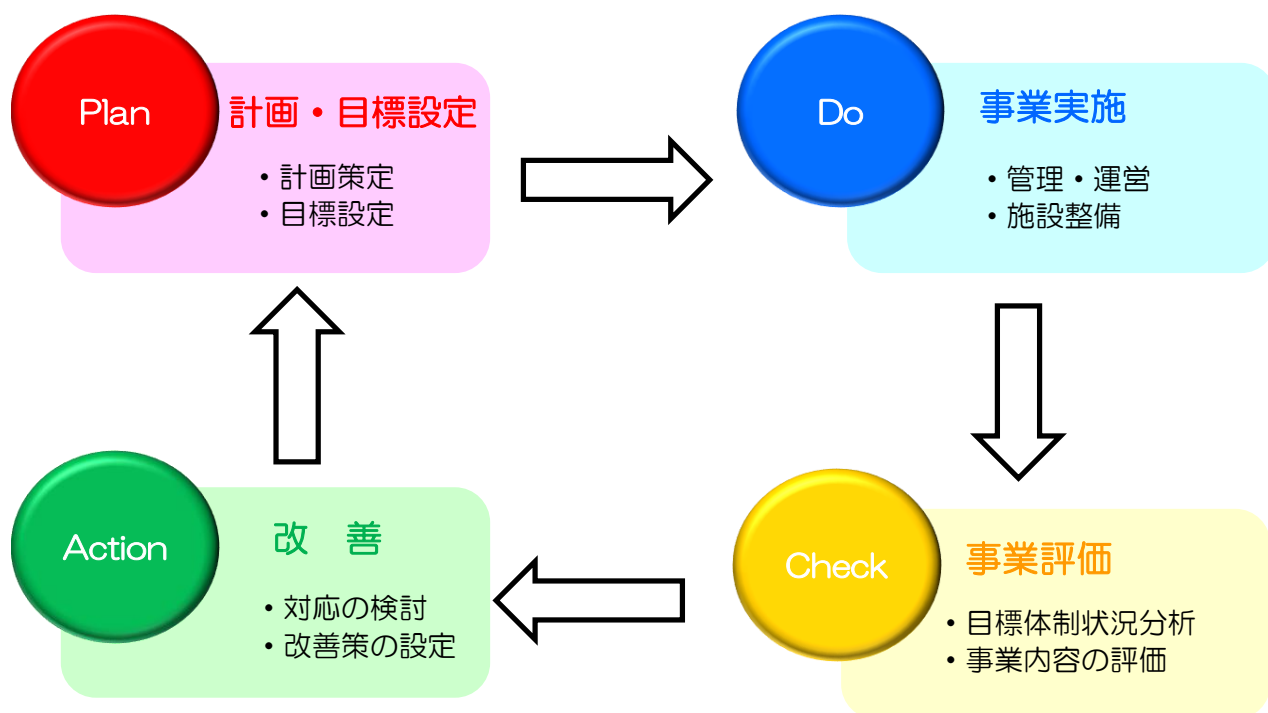
第7章 フォローアップ

7-1 事後検証

本ビジョンで掲げた各施策は、事業を推進して行く過程において、様々な事業環境の変化に対応できるよう、PDCAサイクル（Plan＝計画 → Do＝実行 → Check＝評価 → Action＝改善 ↔）を用いて進捗管理を実施します。

進捗管理では、計画の策定や目標の設定を行った上で、更新事業や業務効率化等の事業を推進します。

また、毎年度の終わりには、わかりやすく客観性のある業務指標を用いて、事業の進捗状況を確認します。その評価結果を基に、より効果的な計画へ見直しを行い、着実な事業の推進を図ります。



新上五島町水道事業・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分 \ 年 度			令和2年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	498,474	542,052	537,145	529,280	522,209	514,534	507,469	499,362	491,013	482,668	473,110
		(1) 料 金 収 入	419,854	521,203	516,296	508,431	501,360	493,685	486,620	478,513	470,164	461,819	452,261
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(3) そ の 他	78,620	20,849	20,849	20,849	20,849	20,849	20,849	20,849	20,849	20,849	20,849
		2. 営 業 外 収 益	342,997	328,493	333,996	337,275	341,832	343,791	344,851	342,659	340,937	337,222	334,230
		(1) 補 助 金	39,134	19,776	16,769	13,952	11,581	9,834	8,518	7,513	6,646	5,841	5,112
		他 会 計 補 助 金	39,134	19,776	16,769	13,952	11,581	9,834	8,518	7,513	6,646	5,841	5,112
		そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	294,910	299,946	308,456	314,552	321,480	325,186	327,562	326,375	325,520	322,610	320,347
		(3) そ の 他	8,953	8,771	8,771	8,771	8,771	8,771	8,771	8,771	8,771	8,771	8,771
収 入 計 (C)		841,471	870,545	871,141	866,555	864,041	858,325	852,320	842,021	831,950	819,890	807,340	
収 益 的 支 出	支 出	1. 営 業 費 用	741,290	749,681	749,786	754,352	760,745	770,148	770,500	769,060	767,605	758,986	752,374
		(1) 職 員 給 与 費	56,426	60,647	53,690	53,690	53,690	53,690	53,690	53,690	53,690	53,690	53,690
		基 本 給	29,338	28,934	25,474	25,474	25,474	25,474	25,474	25,474	25,474	25,474	25,474
		退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		そ の 他	27,088	31,713	28,216	28,216	28,216	28,216	28,216	28,216	28,216	28,216	28,216
		(2) 経 費	256,129	235,341	234,380	235,393	233,206	234,107	225,190	222,140	221,378	220,376	220,300
		動 力 費	45,819	42,529	42,039	41,549	41,060	40,570	40,080	39,857	39,634	39,411	39,189
		修 繕 費	48,656	40,288	40,707	41,125	41,543	41,962	42,381	42,572	42,761	42,952	43,141
		材 料 費	1,819	2,317	2,341	2,365	2,390	2,414	2,438	2,450	2,461	2,472	2,483
		そ の 他	159,835	150,207	149,293	150,354	148,213	149,161	140,291	137,261	136,522	135,541	135,487
(3) 減 価 償 却 費	428,735	453,693	461,716	465,269	473,849	482,351	491,620	493,230	492,537	484,920	478,384		
2. 営 業 外 費 用		44,554	39,424	34,095	29,076	24,818	21,693	19,685	17,907	16,249	14,673	13,211	
(1) 支 払 利 息		43,218	38,088	32,759	27,740	23,482	20,357	18,349	16,571	14,913	13,337	11,875	
(2) そ の 他		1,336	1,336	1,336	1,336	1,336	1,336	1,336	1,336	1,336	1,336	1,336	
支 出 計 (D)		785,844	789,105	783,881	783,428	785,563	791,841	790,185	786,967	783,854	773,659	765,585	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		55,627	81,440	87,260	83,127	78,478	66,484	62,135	55,054	48,096	46,231	41,755	
特 別 利 益 (F)		0	58,925	46,869	15,566	7,872	7,781	7,195	6,241	6,064	6,931	4,018	
特 別 損 失 (G)		249	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 249	58,925	46,869	15,566	7,872	7,781	7,195	6,241	6,064	6,931	4,018	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		55,378	140,365	134,129	98,693	86,350	74,265	69,330	61,295	54,160	53,162	45,773	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		231,034	371,399	505,526	604,218	690,569	764,835	834,165	895,460	949,621	1,002,782	1,048,554	
流 動 資 産	流 動	資 産 (J)	480,580	588,428	669,849	713,673	752,862	795,757	860,086	930,383	985,003	1,035,927	1,077,812
		う ち 未 収 金	62,671	71,664	70,348	68,810	67,410	66,005	64,709	63,354	62,013	60,706	59,308
		負 債 (K)	336,385	348,411	331,201	280,915	242,921	216,052	200,506	200,696	195,350	186,459	179,997
		う ち 建 設 改 良 費 分	291,690	291,161	276,199	229,544	196,444	175,706	149,302	146,527	141,751	132,941	127,919
流 動 負 債	流 動	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		う ち 未 払 金	38,188	50,208	48,500	44,869	39,975	33,844	44,702	47,668	47,097	47,016	45,576
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		498,474	542,052	537,145	529,280	522,209	514,534	507,469	499,362	491,013	482,668	473,110	

新上五島町水道事業・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度			令和2年度 〔決 算 〕 〔見 込 〕	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
資本的収支	資本的収入	1. 企 業 債	160,100	97,200	116,200	123,800	132,900	231,300	105,000	62,500	52,500	42,500	42,500
		うち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	103,800	76,300	64,600	71,200	66,600	0	0	0	0	0	0
		3. 他 会 計 補 助 金	219,706	196,094	185,448	170,862	126,869	101,917	85,178	56,762	53,564	50,100	44,790
		4. 他 会 計 負 担 金	17,168	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国（都道府県）補助金	207,604	152,650	129,250	142,500	133,250	124,437	62,500	62,500	52,500	42,500	42,500
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	2,590	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	710,968	527,244	500,498	513,362	464,619	462,654	257,678	186,762	163,564	140,100	134,790
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純 計 (A)-(B) (C)	710,968	527,244	500,498	513,362	464,619	462,654	257,678	186,762	163,564	140,100	134,790
	資本的支出	1. 建 設 改 良 費	559,360	423,623	404,513	431,973	427,183	450,228	261,903	197,903	183,163	163,253	163,253
		うち 職 員 給 与 費	25,499	26,403	26,403	26,403	26,403	26,403	26,403	26,403	26,403	26,403	26,403
		2. 企 業 債 償 還 金	333,287	291,690	291,161	276,199	229,544	196,444	175,706	149,302	146,527	141,751	132,941
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	892,647	715,313	695,674	708,172	656,727	646,672	437,609	347,205	329,690	305,004	296,194
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		181,679	188,069	195,176	194,810	192,108	184,018	179,931	160,443	166,126	164,904	161,404
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	169,434	180,995	186,918	183,685	176,622	163,158	170,751	155,079	155,079	161,037	160,582	156,599
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	12,245	7,074	8,258	11,125	15,486	20,860	9,180	5,364	5,089	4,322	4,805	4,805
計 (F)		181,679	188,069	195,176	194,810	192,108	184,018	179,931	160,443	166,126	164,904	161,404	161,404
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		2,844,155	2,649,665	2,474,704	2,322,306	2,225,662	2,260,518	2,189,812	2,103,010	2,008,983	1,909,732	1,819,291	1,819,291

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度			令和2年度 〔決 算 〕 〔見 込 〕	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収 益 的 収 支 分			116,703	39,574	36,567	33,750	31,379	29,632	28,316	27,311	26,444	25,639	24,910
うち 基 準 内 繰 入 金			115,765	38,864	36,059	33,391	31,100	29,369	28,060	27,058	26,191	25,386	24,657
うち 基 準 外 繰 入 金			938	710	508	359	279	263	256	253	253	253	253
資 本 的 収 支 分			340,674	275,394	253,048	245,062	196,469	104,917	88,178	59,762	56,564	53,100	47,790
うち 基 準 内 繰 入 金			287,611	223,438	208,714	205,707	174,895	89,611	76,951	59,762	56,564	53,100	47,790
うち 基 準 外 繰 入 金			53,063	51,956	44,334	39,355	21,574	15,306	11,227	0	0	0	0
合 計			457,377	314,968	289,615	278,812	227,848	134,549	116,494	87,073	83,008	78,739	72,700